

三企行第261号

令和7年3月13日

裁 決 書

審査請求人

○○市○○

○ ○ ○ ○

処分庁

三島市長 豊 岡 武 士

(担当:企画戦略部危機管理課)

上記審査請求人が、令和6年7月25日付けで提起した、公文書開示請求に対する上記処分庁（担当:企画戦略部危機管理課）の開示等の決定（同年7月1日付け三企危第104号及び第105号）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

理 由

1 事案の概要

- (1) 審査請求人は、令和6年5月17日、三島市情報公開条例（平成9年三島市条例第19号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、処分庁に対して、「三島市が保有する三島市消防団および三島市消防団全分団に関する令和元年より令和6年5月まで（開示請求日まで）の以下の書類一切（電磁的記録、電子メール、SNSでのやり取り、メモ、音声データなども含む）」として全11件の内容に係る開示を請求した。
- (2) 処分庁は、令和6年5月31日、「請求に係る公文書が著しく大量であることから、対象となる公文書の範囲の確定及び不開示部分の特定に相当の日数を要するため」、条例第13条第2項及び第14条の規定により、請求に係る決定期限を令和6年7月1日まで30日延長し、残余の部分については令和7

年3月31日までに開示等決定することとし、その旨請求人に通知した。

- (3) 処分庁は、令和6年7月1日、上記開示の請求のうち、「令和5年度の消防団及び各分団の決算書及び収支明細（請求書や支払い明細、領収書など）」（以下「本件請求文書」という。）に係る公文書として、「令和5年度三島市消防団運営交付金決算について（報告）」（以下「本件開示文書」という。）を特定した上で、条例第8条第1号に規定する個人に関する情報及び同条第3号に規定する法人に関する情報を除いた部分を開示する決定及び当該情報部分を開示とする決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (4) 審査請求人は、令和6年7月25日、改めての本件請求文書の全ての開示を求めて本件審査請求を行った。
- (5) 処分庁は、令和6年8月22日、本件審査請求についての弁明書を提出した。
- (6) 審査請求人は、令和6年9月5日、本件審査請求についての反論書を提出した。
- (7) 処分庁は、令和6年9月25日、本件審査請求についての再弁明書を提出した。
- (8) 審査庁は、令和6年10月28日、条例第18条第1項の規定により、三島市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して諮詢を行った。

## 2 審理関係人の主張の要旨

### (1) 審査請求人の主張

審査請求人は、次のように主張し、改めての本件請求文書の全ての開示を求めている。

なお、審査請求人は本件処分のうち、条例第8条第1号及び同条第3号に該当する部分を開示とする公文書開示拒否決定については明示的に争っていない。

ア 本件開示文書は本件請求文書の全てではなく、「運営交付金会計出納簿」であり、消防団本部及び各分団における決算書の一部である。

イ 本件開示文書中の「運営交付金決算書」において、消防団本部及び各分団の歳出が歳入を上回っており、消防団本部及び各分団の別会計から補填されていることが記載されている。しかしながら、消防団本部及び各分団の別会計簿（一般会計簿等の名称）や領収書等の関連書類（以下、「消防団一般会計

簿等」という。)が開示されていないため、会計全体を確認することができない。

ウ 三島市消防団は消防組織法及び三島市の条例に基づく三島市の行政機関であることから、消防団一般会計簿等も存在するはずであり、同文書も公文書であることから、本件処分は条例の適用を誤った処分である。

## (2) 処分庁の主張

処分庁は、次のように主張し、本件審査請求の棄却を求めている。

ア 条例第2条第2号において公文書は、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているものをいう。」と規定されている。そして、本条例の解釈運用基準を示した「情報公開事務の手引」によると、「実施機関の職員」とは、上記実施機関が職務上指揮監督権を有するすべての職員をいうと解釈されている。

イ 消防組織法（昭和22年法律第226号）第20条第2項において、「消防団長は、消防団の事務を統括し、所属の消防団員を指揮監督する。」と規定されており、消防団員は条例における実施機関が職務上指揮監督権を有する職員には当たらない。

ウ 消防団運営交付金は、三島市補助金等交付規則（昭和54年三島市規則第8号。以下「補助金交付規則」という。）第3条の規定により三島市消防団長からの交付申請により交付するものである。また、補助金交付規則第10条の規定により、補助事業が完了したときは、補助事業完了報告書の提出が義務付けられており、当該完了報告の際に必要な添付資料である「三島市消防団運営交付金決算報告書」は、処分庁において、補助事業が適正に執行されたか否かを確認するために必要な書類として保有しているものである。仮に、消防団本部及び各分団が消防団一般会計簿等を作成していたとしても、補助事業の完了報告に必要な書類に該当しないため、処分庁は保有していない。

エ これら条例、上記法律及び解釈運用基準等に基づき、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した」文書の中から本件開示請求の対象となる文書を特定したものであり、審査請求人に対して開示した公文書がその全てである。

### 3 本件審査請求に係る法令等の規定について

#### (1) 条例第2条

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているものをいう。ただし、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く(第2号)。

#### (2) 条例第7条

実施機関(処分庁)は、開示請求があった場合は、開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されているときを除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない(第1項)。

開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分が当該部分を除いた部分と容易に区分することができるときは、実施機関は、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分について開示しなければならない(以下略)(第2項)。

#### (3) 条例第12条

開示請求に係る公文書を開示するときは、実施機関(処分庁)は、開示の決定をし、開示請求者に対し、書面で(中略)通知しなければならない(第1項)。

開示請求に係る公文書を開示しないときは、実施機関は、請求拒否の決定をし、開示請求者に対し、書面で、その旨を通知しなければならない(以下略)(第2項)。

### 4 審査庁の判断

#### (1) 本件開示文書について

開示請求の対象となる公文書とは、条例第2条第2号において、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)であって、実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているものをいう。」と規定されている。

まず、本件開示文書である「令和 5 年度三島市消防団運営交付金決算について（報告）」に添付されている「補助事業完了報告書」、「令和 5 年度団本部運営交付金決算書」、「令和 5 年度団本部運営交付金会計金銭出納簿」、「支出調書」、「令和 5 年度消防団第 1 分団運営交付金会計出納簿」等の各文書（以下「補助事業完了報告書等の各文書」という。）は、条例第 2 条第 2 号の「実施機関の職員が」職務上「取得した文書」に該当する。消防団運営交付金は、補助金等規則第 3 条の規定により、三島市消防団長から実施機関である三島市長に対して申請し、交付されるものである。補助金等規則第 10 条は、当該補助金等の交付を受けた者に対し、当該補助事業が完了したとき、又は補助金等の交付決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに補助事業完了報告書を三島市長に提出すべきことを定めている。上記補助事業完了報告書等の各文書は、補助事業完了報告に必要な資料であり、実施機関である三島市長が職務上指揮監督権を有する（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 154 条及び第 172 条第 1 項）処分庁の職員が職務上取得し、組織的に用いるものとして保有している文書に該当する。

(2) 審査請求人が開示を求める本件開示文書以外の本件請求文書について

請求人は、消防団本部及び各分団の「運営交付金会計簿」以外の消防団一般会計簿等が存在するはずであり、同文書も公文書であるから開示に応じるべきと主張する。

ア 条例により開示の対象となる「公文書」とは、前述のとおり、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得したものであることを要する。

条例第 2 条第 1 号は、「実施機関」として、「市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び議会」を挙げている。

そして、「実施機関の職員」とは、上記実施機関が職務上指揮監督権を有する職員をいうと解釈されている。

イ では、消防団員及び消防団長は、実施機関が職務上指揮監督権を有する職員に該当するか。

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 20 条第 2 項は、「消防団長は、消防団の事務を統括し、所属の消防団員を指揮監督する。」と規定し、三島市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則（昭和 42 年三島市規則第 28 号）第 5 条第 1 項も「団長は、消防団の事務を統轄し、消防団員を指揮監督

する。」と同趣旨の規定をおいている。

また、三島市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例（昭和42年三島市条例第35号）第9条は任命権者の消防団員に対する懲戒権を定めているが、同条例施行規則（昭和42年三島市規則第29号。以下「消防団員の定員等規則」という。）第3条第2項によると、団長以外の消防団員の任命権者は団長と定められており、この意味からも消防団員に対する指揮監督権は消防団長にあると解される。

消防団長については、消防団員の定員等規則第3条第1項で、「団長は、消防団の推薦に基づき市長が任命する。」と規定されているが、任命権を超えて、団長に対する市長の指揮監督権を定めた明文の規定は見当たらない。

したがって、消防団員及び消防団長は、実施機関が職務上指揮監督権を有する職員とはいえず、これらの者が作成する消防団一般会計簿等は、条例により開示の対象となる「公文書」ということはできない。

なお、消防団一般会計簿等は、前述の補助事業完了報告書等の各文書と異なり、法令・規則等において実施機関への提出が義務づけられているものではないので、実施機関の職員が職務上取得した文書ということもできないし、現に取得もされていない。

ウ 上記のとおり条例の解釈上、開示の対象となる「公文書」には要件があり、これに該当するものでない限り、条例によって開示を請求することはできない。

## 5 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和7年3月13日

審査庁

三島市長 豊岡武士

（担当：企画戦略部行政課）

(教示)

- 1 この裁決に不服がある場合は、この裁決を知った日の翌日から起算して 6 月以内に、三島市を被告として（訴訟において三島市を代表する者は、三島市長となります。）、裁決の取消しを求める訴え（審査請求の対象とした処分が違法であることを理由とする訴えを除く。）を提起することができます。ただし、この裁決を知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過すると裁決の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。
- 2 この裁決を知った日の翌日から起算して 6 月又はこの裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても、正当な理由がある場合は、裁決の取消しを求める訴えを提起することができます。